

常磐大学および常磐短期大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

制 定 2022 年 1 月 14 日 教学会議

改 正 2025 年 8 月 29 日 教学会議

1 目的

この基本方針は、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）において、国連「障害者の権利に関する条約」（平成 26 年条約第 1 号）の理念に基づき、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）およびその他関係法令に則して、障がいのある学生を受け入れ、修学上の支援を適切に行うための基本的な考え方を示し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基本方針における用語の定義は次のとおりとする。

（１）「障がいのある学生」とは、本学の入学希望者または学生（大学・大学院・短期大学に在籍する者）のうち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（２）「社会的障壁」とは、障がいのある学生にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、観念その他一切のものをいう。

（３）「不当な差別的取り扱い」とは、障がいのある学生に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、教育および研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、または提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、他の学生には付さない条件をつけること等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。

（４）「合理的配慮」とは、障がいのある者が他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さないものをいう。

3 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いおよび合理的配慮に対する基本的考え方

（１） 障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障がいのある学生の権利利益を侵害してはならない。

（２） 障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該学生の障がいの状態等に応じて社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を提供するものとする。

（３） 前項の意思の表明は、障がいのある学生の父母、介助者等が当該学生を補佐して行う表明も含むことに留意する。また、当該学生本人またはその父母等から明示的な意思の表明がない場合であっても、当該学生本人がその社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合

には、本学と当該学生本人による建設的対話により当該学生本人に適切と思われる合理的配慮をするよう努める。

(4) 障がいのある学生またはその父母等当該学生本人を補佐する者（以下「障がいのある学生等」という）から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、その障がいの特性や社会的障壁の具体的な内容に応じ、本学と当該学生側双方の建設的対話による共通理解と合意形成を通じて、本学のすべての関係部署および教職員が緊密に連携して、合理的配慮に基づく支援を行う。

4 受入れおよび支援に係る方針

(1) 本学は、入試、授業、課外活動、キャリア形成、学内行事への参加等、教育研究に関する事項において、障がいのある学生に修学上の差別や不利益が生じないように配慮する。

(2) 本学は、障がいのある学生等が支援を必要としている旨の意思を表明したときは、その意思を踏まえて適切に対応する。

5 支援実施体制

(1) 本学は、障がいのある学生への支援を実施するにあたり、学長の監督のもと全教職員が責任をもって適切に対応する。

(2) 本学は、障がいのある学生への支援を適切に行うための支援体制の確保に努める。具体的支援を円滑かつ適切に実施するために、学生相談委員会、学生支援センター、保健室、当該学生が在籍する学部等教職員、当該支援に関係する学内部局等との緊密な連携の下、支援内容の検討およびこれに伴う関係部局間の調整を推進する。

6 相談体制

本学は、障がいのある学生等からの支援に関する相談、障がいを理由とする差別等に関する相談、要望、苦情に対応するための窓口を学生支援センターに設ける。なお、障がいのある学生等からの入学前の相談等については、アドミッションセンター入試室が窓口となり対応する。

7 支援の振り返り・見直し

(1) 本学において、障がいのある学生に合理的配慮の提供に係る支援を実施したとき、学生相談委員会は学生支援センターおよび保健室と連携し、当該学生等に対し、支援に関する聞き取り等を実施し、支援の振り返りを行う。

(2) 前記支援の振り返りにより、学生相談委員会は、支援の見直しの可否に係る検討会を関係各部局と協議の上行い、支援の見直しを行う。

(3) 支援の振り返りと支援の見直しは、原則としてセメスターごとに行い、特に必要と判断される場合には、臨時に行う。

8 研修・啓発活動

本学は、教職員に対し、障がいのある学生への支援の充実に資するための研修・啓発活動を実施する。

9 環境整備

本学は、障がいのある学生が、安全かつ円滑な学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮し、障がいのある学生と障がいのない学生とが相互に学び合えるキャンパス環境・学修環境の整備に努める。

10 情報公開

本学は、障がいのある学生の受入れおよび支援に関する方針について情報公開に努める。

11 守秘義務等

本学において、障がいのある学生に対する支援や相談等に従事する教職員は、当該学生について知り得た情報を本人の同意なしに関係教職員等に漏示してはならない。また、当該学生に係る個人情報保護に細心の注意を払わなければならない。